

東大阪市上下水道局工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準

平成 3 1 年 4 月 1 日

東大阪市上下水道局内規第 9 号

(目的)

第 1 条 この内規は、工事請負契約及び設計業務等委託契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この内規における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に 1 1 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額とする。

(設定の基準)

第 3 条 最低制限価格の算出は、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額に次の各号の率を乗じた額の合計額を算出し、別に定めるランダム係数を乗じた額とする。ただし、算出した額が、予定価格の 9 0 % を超える場合又は 7 0 % に満たない場合は、それぞれ予定価格の 9 0 % 又は 7 0 % の額に、ランダム係数を乗じた額とする。なお、電子入札システムによらない案件及び単価契約案件についてはランダム係数を乗じないこととする。

- (1) 直接工事費額 9 5 %
- (2) 共通仮設費額 9 0 %
- (3) 現場管理費額 9 0 %
- (4) 一般管理費額 5 5 %

2 本市（水道事業会計及び下水道事業会計に係るものに限る。）発注の建設工事のうち、業種が「電気」及び「機械器具設置」のものにおける第 1 項各号に規定する額の構成については、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 直接工事費額は、「直接工事費」及び「機器費に 1 0 分の 6 を乗じた額」の合計とする。
- (2) 共通仮設費額は、「共通仮設費」及び「機器費に 1 0 分の 1 を乗じた額」の合計と

する。

(3) 現場管理費額は、「設計技術費」、「据付間接費」、「現場管理費」及び「機器費に10分の2を乗じた額」の合計とする。

(4) 一般管理費額は、「一般管理費」及び「機器費に10分の1を乗じた額」の合計とする。

3 前2項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、入札ごとに予定価格の70%から90%までの範囲内で東大阪市上下水道事業管理者が定める。

(設計業務等委託契約に係る設定の基準)

第4条 最低制限価格の算出は、次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額を算出し、別に定めるランダム係数を乗じた額とする。ただし、算出した額が、予定価格の80%を超える場合又は60%に満たない場合は、それぞれ予定価格の80%又は60%の額に、ランダム係数を乗じた額とする。なお、電子入札システムによらない案件及び単価契約案件についてはランダム係数を乗じないこととする。

業種区分	①	②	③	④
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、入札ごとに予定価格の60%から80%までの範囲内で東大阪市上下水道事業管理者が定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日より施行する。

附 則（令和元年6月1日東大阪市上下水道局内規第共17号）

この基準は、令和元年6月1日より施行する。

附 則（令和2年3月24日東大阪市上下水道局内規第共2号）

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の東大阪市上下水道局工事請負契約に係る最低制限価格設定基準は令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日東大阪市上下水道局内規第共5号）

この内規は、令和2年4月1日より施行する。